

# 小瀬川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

## ダム洪水調節機能部会 設置要綱

### (目的)

第1条 「ダム洪水調節機能部会」(以下「ダム部会」という。)は、河川法(昭和39年法律第167号)第51条の2に基づくダム洪水調節機能協議会として設置するものであり、ダム部会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生の防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

### (ダム部会の実施事項)

第2条 ダム部会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 事前放流を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結される治水協定の締結や見直しに必要な協議。
- 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
- 三 事前放流の実施に必要となるダムの操作の操作規程等への反映に必要な協議。
- 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
- 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。
- 六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

### (ダム部会の対象ダム)

第3条 ダム部会は、小瀬川水系における、弥栄ダム、小瀬川ダム、渡ノ瀬ダムを対象とする。

### (ダム部会の構成)

第4条 ダム部会は、別表3の職にある者をもって構成する。

- 2 ダム部会は、必要に応じて別表3の職にあるもの以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(ダム部会資料等の公表)

第5条 ダム部会は、原則非公開とし、ダム部会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、ダム部会の了解を得て公表しないものとする。

2 ダム部会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

3 ダム部会の結果を協議会に報告するものとする。

(事務局)

第6条 ダム部会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、中国地方整備局 太田川河川事務所が務める。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ダム部会の運営に関し必要な事項については、ダム部会で定めるものとする。

(附則)

第8条 この規約は、令和3年11月30日から施行する。

令和4年12月19日一部改正

別表3

国土交通省 中国地方整備局 太田川河川事務所長

広島県 土木建築局長

山口県 土木建築部長

国土交通省 中国地方整備局 弥栄ダム管理所長

中国電力株式会社 西部水力センター所長

広島県公営企業管理者

山口県企業局長

山口県総合企画部長

大竹市長

柳井地域広域水道企業団企業長

気象庁 広島地方気象台長

気象庁 下関地方気象台長